



住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社住宅あんしん保証

あんしん

リフォーム工事 瑕疵保険



あんしんリフォーム工事瑕疵保険イメージキャラクター
「あんしんするかばあ〜」

株式会社住宅あんしん保証は、

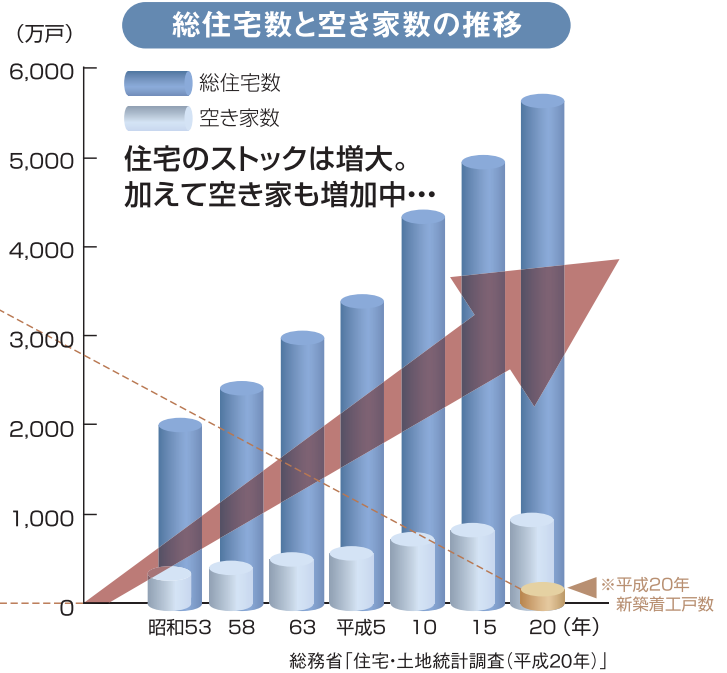
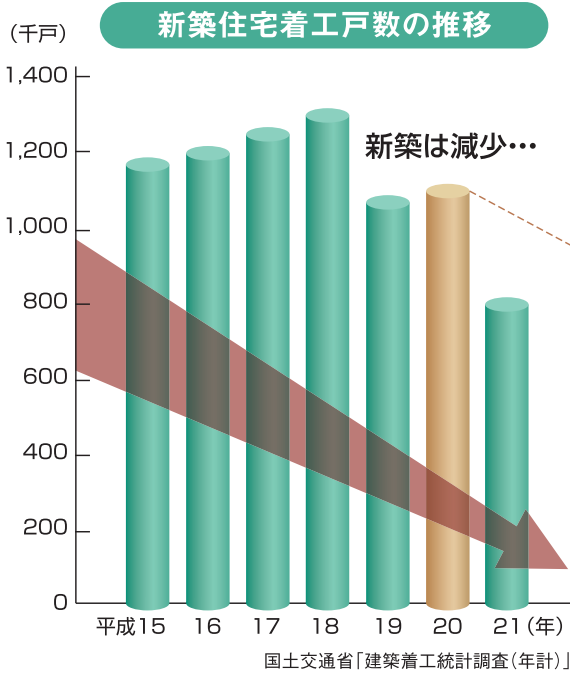
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)第17条第1項の規定に基づき、
平成20年5月12日に国土交通大臣より指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人です。



10670042(02)
JIS25007-2006準拠

新築からリフォームへ！ 住宅の市場は大きな変革期を迎え

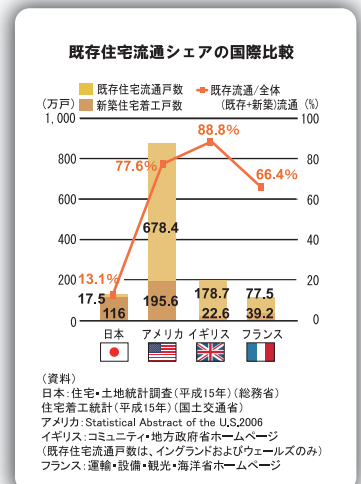
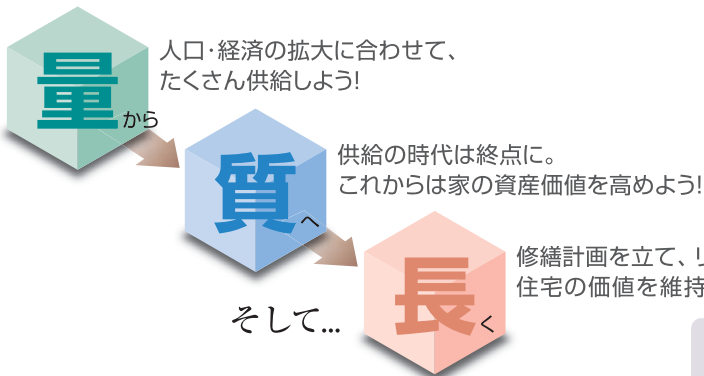
新築住宅着工戸数は年々減っていて、今後も人口減、少子高齢化の影響もあり厳しい市場と予想されます。しかし、住宅は増え続けており、今では約5,500万戸のストック住宅があります。



建てて壊すはもう古い

これからは、5,500万戸の ストック住宅をターゲットにする時代です。

国の住宅政策もそれを推進しています。



国の住宅政策 住生活基本法 (平成18年6月8日施行)

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定める。

ています

現在 国はストック住宅に対してさまざまな支援を行っています。

既存住宅流通活性化等事業（平成22年度）

平成22年度の募集は締切りました。

既存住宅売買やリフォーム工事実施時にリフォーム工事瑕疵保険への加入、履歴情報の登録または蓄積を行う宅建業者やリフォーム工事業者に対してその費用を一部補助。

1戸あたり上限	100万円	住宅履歴情報の蓄積	現場検査
1社あたり上限	5,000万円	リフォーム瑕疵保険	既存住宅売買瑕疵保険

住宅エコポイント（平成22年3月8日受付開始）

窓の断熱改修等の「エコリフォーム」や、「エコ住宅の新築」を対象にして様々な商品やサービスと交換できるポイントを発行。平成23年12月31日まで延長決定。

【上限30万ポイント】 約半数がリフォームで活用

住宅リフォームに関する消費者支援策

1. リフォーム瑕疵保険

消費者が安心してリフォームを行えるよう支援。

- ①住宅瑕疵担保履行法に基づくリフォーム工事瑕疵保険を整備（建築士による現場検査がセット）。
- ②保険に加入しているリフォーム工事業者のリストを公開し、消費者が事業者を選択する際の参考とする。

2. リフォーム見積相談制度

（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、リフォーム工事業者から提示された見積に関する無料相談を受けられる。

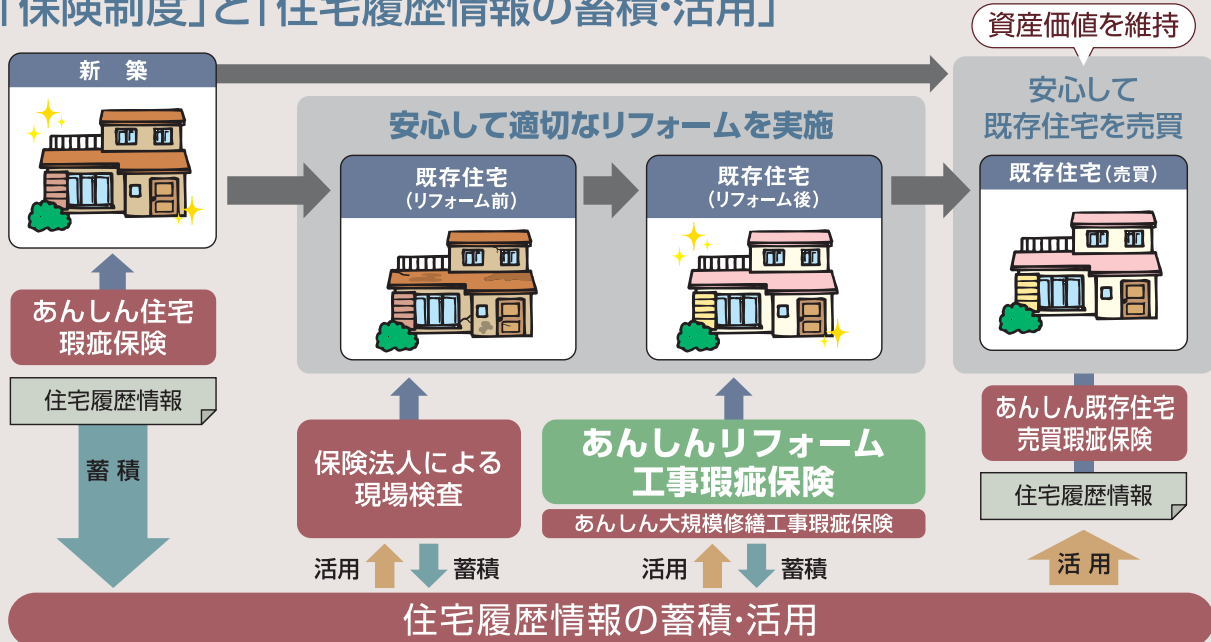
3. 弁護士や建築士による無料の専門家相談制度

住宅リフォーム工事を注文した方、またはこれから注文する予定の方が、全国各地の弁護士会で弁護士や建築士の相談を無料で受けられる。

リフォーム工事に関する
さまざまなトラブル対策

将来 良質なストック（既存住宅）を活かす豊かな時代へ！

「保険制度」と「住宅履歴情報の蓄積・活用」



あんしんリフォーム工事瑕疵保険 安心と信頼のリフォームを提案し

あんしんリフォーム工事瑕疵保険とは...

リフォーム工事業者が工事した部分の瑕疵について、
リフォーム工事の発注者に対して負う瑕疵担保責任を確実に履行する
ために加入する保険です。

お施主様が考えるリフォーム工事を依頼する際の不安

ずさんな工事

経験の浅いリフォーム工事業者が工事を請け負って、
ずさんな施工を行う。

不必要な工事

本来必要のない工事が必要と言われて、
高額な工事費用が請求される。

追加工事による費用拡大

契約を結んでから追加工事が必要だと言われ、
工事費用が大幅に増える。

信頼できる業者かな...?

適正な工事・費用なの?

不安要素



リフォーム工事の発注者様に

「実績」と「安心」をご提供できます。

メリット

1

発注者にリフォーム工事業様の実績をアピールできます! 他社との差別化に!

- 住宅あんしん保証および一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会(以下「住宅瑕疵保険協会」)のホームページにリフォーム工事業様の会社名、連絡先、本保険を利用された実績が公表されます。



簡単に
検索可能!!



メリット

2

保険法人の検査員による現場検査で発注者様に安心をアピールできます!

- 完成時に1回(リフォーム工事内容によっては施工中と完成時の2回)検査をします。

あんしんあるかばあ〜

メリット

3

工事完了後、万が一瑕疵があっても、
保険でバックアップ!!

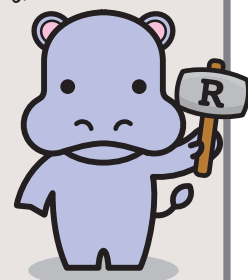
- 工事完了後、リフォーム工事部分に万が一瑕疵があっても、5年間(リフォーム工事部分によっては1年間)、保険によるバックアップで資力確保できます。

だから

信頼

だから

安心



で ましよう!

愛称

あんしんリフォーム工事瑕疵保険

リフォーム工事瑕疵担保責任保険(住宅瑕疵担保履行法第19条第2号に基づく保険契約となります)

保険の特徴

➔ 契約対象となるリフォーム工事は?

※詳しくは7ページをご覧ください。

例

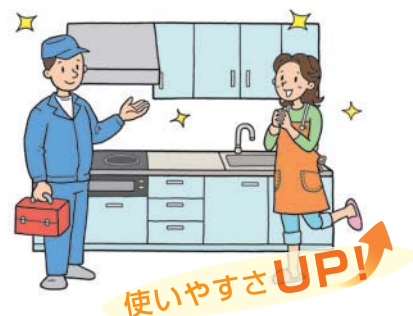
耐震改修



外装材・屋根材の張替え

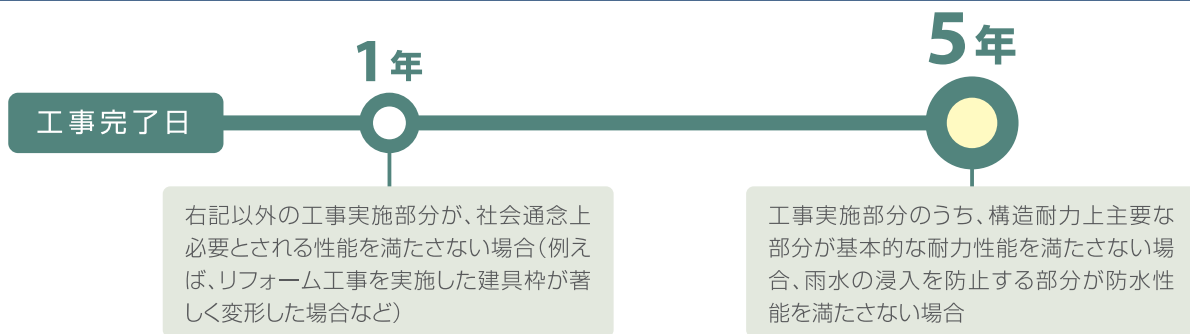


キッチン設備の入替え



➔ 補償内容と保険期間は?

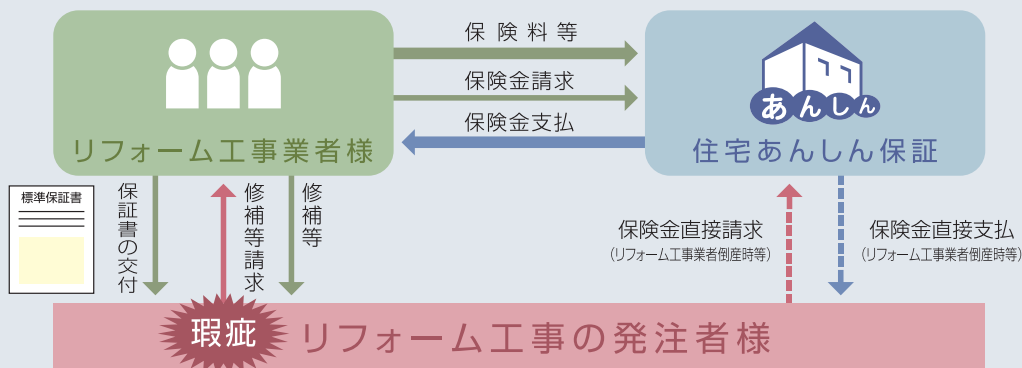
※詳しくは7ページをご覧ください。



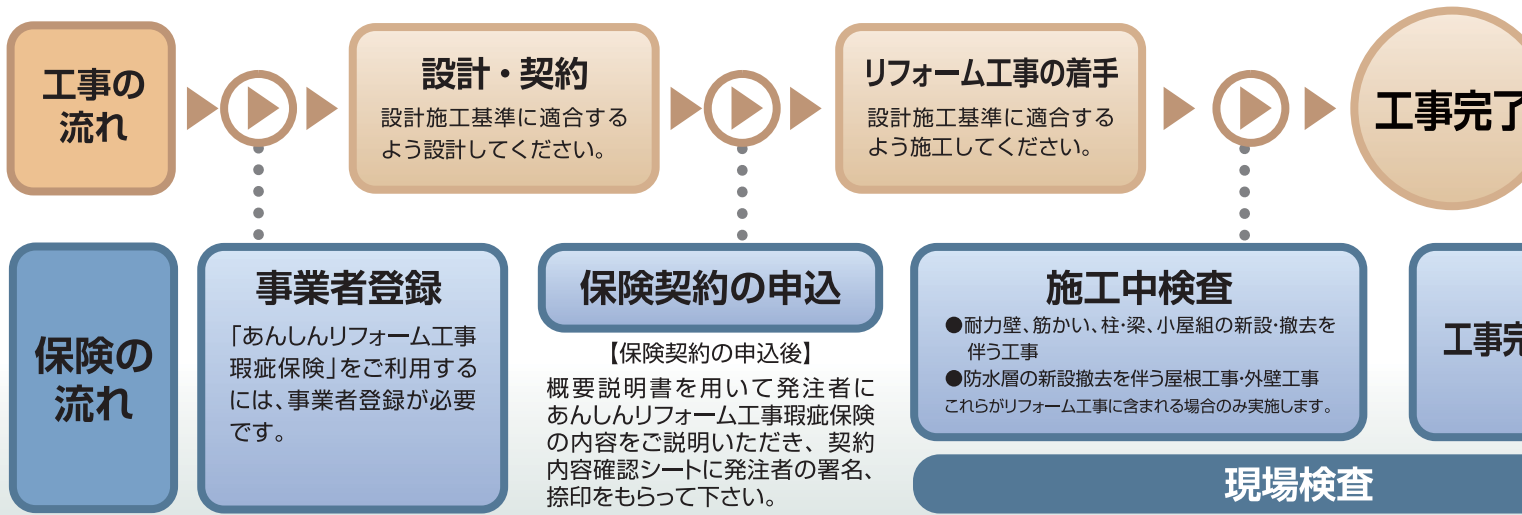
あんしんリフォーム工事瑕疵保険の仕組み

■保険は、国土交通大臣から指定された住宅専門の保険会社(保険法人)が、建築士による現場検査を行った上で引き受けます。

■リフォーム工事に瑕疵があった場合に修補に要する費用等を保険でお支払いします。事業者が倒産した場合は発注者が直接保険金を受け取れます。



事業者登録から保険期間満了までの流れ



事業者登録時 必要提出書類

事業者登録料:25,200円(税込)〔登録更新は1年ごとで、更新登録料は15,750円(税込)となります。〕

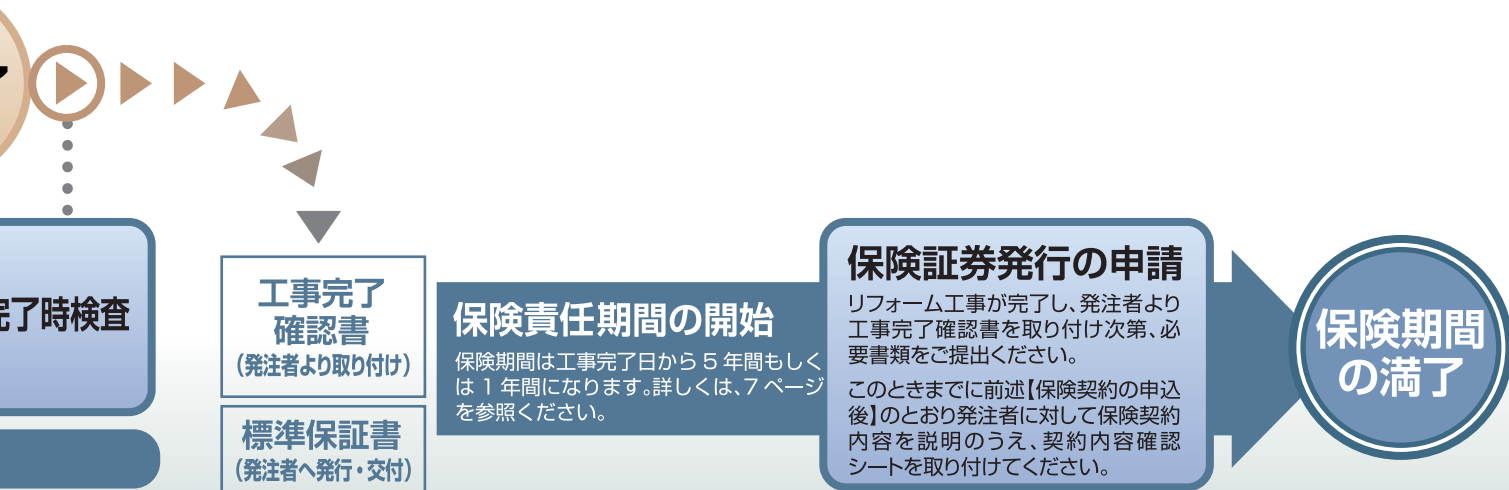
※既取引事業者：既に住宅あんしん保証の他のサービスでの届出・登録済みの事業者様です。

必要書類	新規事業者	既取引事業者※
1. 事業者登録申請書	必須	必須
2. 預金口座振替依頼書	必須	—
3. 建設業許可証の写し(建設業の許可を受けている場合)	必須	—

- 保険をご利用いただくためには、事前に事業者登録が必要となります。
- あらかじめ登録のための審査があることをご承知おください。
- 事業者登録にあたって、住宅あんしん保証および住宅瑕疵保険協会のホームページに会社名、連絡先、当該保険の付保実績が公表されることについて、承諾いただく必要があります。
- 建設業許可の有無にかかわらず、直近3か年のリフォーム工事の実績をご報告いただきます。また、建設業許可が無い事業者の場合は建築士等の有資格者数をご報告いただきます。

保険申込時 必要提出書類

必要書類	
1. あんしんリフォーム工事瑕疵保険契約申込書	必須
2. 工事請負契約書の写しまたは発注書等の写し	必須
3. 工事費見積書の写しまたは工事費が確認できる資料	必須
4. 工事内容明細書(工事費明細書等で工事区分毎に工事内容が分かるもの)	必須
5. 設計図書	
・ 付近見取図	必須
・ 平面図等(リフォーム工事の範囲が分かるもの)	必須
・ 仕上表等(リフォーム工事の実施部分の仕様が分かるもの)	ある場合のみご提出ください
・ 仕様書等(設置する設備等の製品を特定できるもの)	ある場合のみご提出ください
6. 『新耐震基準』に適合することが確認できる資料(1981年5月31日以前に着工した住宅に対するリフォーム工事で、その工事に構造耐力上主要な部分の工事を伴う場合のみ)	工事内容、および対象住宅により異なります



保険証券発行申請時 必要提出書類

必要書類

1. あんしんリフォーム工事瑕疵保険 保険証券発行申請書	必須
2. 契約内容確認シート	必須
3. 工事完了確認書	必須
4. 標準保証書の写し	必須

現場検査

保険に加入するにあたって、必ず現場検査を実施します。

検査回数は、リフォーム工事に以下の工事内容が含まれるか否かにより異なります。

- ①耐力壁、筋かい、柱・梁、小屋組の新設・撤去を伴う工事
- ②防水層の新設・撤去を伴う屋根工事・外壁工事

【検査回数】

(1)リフォーム工事に上記①または②の工事内容が“含まれる”場合

「**施工中検査**」と「**工事完了時検査**」の2回の現場検査を実施します。なお、工事完了時検査において目視による確認が不可能となる部分については、被保険者に当該部位の施工状況に関する写真を撮影いただき、工事完了時検査時に提示いただきます。

(注) 上記①または②の工事内容が含まれるものの、これらの工事内容が部分的な加工にとどまる場合は、以下(2)の「リフォーム工事に上記①または②の工事内容が含まれない場合」とみなし、検査回数は「工事完了時検査」の1回のみとなります。

施工中検査

工事完了時検査

検査2回

(2)リフォーム工事に上記①及び②の工事内容が“含まれない”場合

「**工事完了時検査**」のみを実施します。なお、工事完了時検査において目視による確認が不可能となる部分についての取扱いは、上記(1)と同様です。

工事完了時検査

検査1回

「施工中検査」とは…

上記①または上記②の工事完了時(当該工事箇所の内装の復旧前とし、リフォーム工事に上記①・②に記載の工事が複数含まれる場合は、最も遅い時期とします)に実施する現場検査となります。

「工事完了時検査」とは…

すべてのリフォーム工事が完了した後に実施する現場検査となります。

① 契約対象

1. 保険の対象となるリフォーム工事

以下すべての条件を満たすリフォーム工事とします。

①既に人の居住の用に供したことの住宅※に対するリフォーム工事であること

※ 構造耐力上主要な部分のリフォーム工事を伴う場合は、1981年6月1日以降に着工した住宅(ただし、工事完了後に構造耐力上主要な部分の新設・撤去を伴う工事が行われた住宅については住宅あんしん保証にご相談ください)、もしくは1981年5月31日以前に着工した住宅で新耐震基準に適合する住宅または本リフォーム工事で適合させようとする住宅に限ります。

②基礎の新設・撤去を伴う工事につきましては、個別に取次店または住宅あんしん保証までお問い合わせ下さい。



2. 保険の対象となる部分

保険の対象となるリフォーム工事において工事を実施したすべての部分を対象とします。

3. 保険契約者・被保険者

住宅あんしん保証にあんしんリフォーム工事瑕疵保険事業者登録をしている事業者で、リフォーム工事を実施する請負業者とします。

② 保険金を支払う場合

(1)リフォーム工事業者が、リフォーム工事実施部分の瑕疵によって以下のいずれかの事由が生じたことにより、リフォーム工事の発注者に対し瑕疵担保責任(住宅あんしん保証所定の標準保証書に定める範囲の瑕疵担保責任に限ります。)を負担することによって生じた損害について、保険金をお支払いします。

〈保険金支払い事由〉

- ①リフォーム工事実施部分のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律および同法施行令で定める構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと
- ②リフォーム工事実施部分のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律および同法施行令で定める雨水を浸入する防止する部分が防水性能を満たさないこと
- ③上記①・②の事由のほか、リフォーム工事実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさないこと

(2)上記の①～③のいずれかの事由が生じた場合に、被保険者が倒産などの事由により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合には、リフォーム工事の発注者に対して直接保険金をお支払いします。

(注)なお、保険契約約款により免責事由に該当する場合など保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

(3)故意・重過失損害の取扱いについて

リフォーム工事業者の故意・重過失を原因とする損害については、リフォーム工事業者には保険金をお支払いしません。しかしながら、リフォーム工事業者が倒産などの事由により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合には、リフォーム工事業者の故意・重過失を原因とする損害であってもリフォーム工事の発注者に対して保険金をお支払い(※)します。

※ただし、リフォーム工事の発注者が宅地建物取引業者の場合は、故意・重過失損害は支払対象外となりますので、ご注意ください。

③ 保険期間

(1)この保険契約の保険責任は、リフォーム工事業者と発注者との請負契約に基づく対象リフォーム工事の工事完了日に始まります。

(2)保険期間は、リフォーム工事実施部分および保険金をお支払いする事由に応じて、次のとおりとなります。

リフォーム工事実施部分および保険金をお支払いする事由	保険期間
①リフォーム工事実施部分のうち、構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合	リフォーム工事の完了日から5年間 ただし、その原因が③による場合は、保険期間は1年間となります。
②リフォーム工事実施部分のうち、雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合	リフォーム工事の完了日から5年間 ただし、その原因が③による場合は、保険期間は1年間となります。
③上記①・②以外のリフォーム工事実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合	リフォーム工事の完了日から1年間

●保険期間についての詳細は、取次店または住宅あんしん保証までお問い合わせください。

④ 支払う保険金の種類

保険金の種類	内 容
修補費用・損害賠償保険金	瑕疵による事故を修補するために必要な材料費、労務費、その他直接修補に要する費用 ※修補が著しく困難な場合等は修補に代わり損害賠償金
求償権保全費用保険金	事故につき被保険者が第三者に対して損害賠償その他の請求権を有する場合に、その権利の保全または行使について必要な手続きを行うために要した費用
事故調査費用保険金	事故が発生したことにより修補が必要となる場合に、修補が必要な範囲、修補の方法または修補の金額を確定するために調査に要した費用
仮住まい費用保険金	リフォーム工事を実施した住宅の修補期間中に転居を余儀なくされた発注者から請求を受けた宿泊もしくは住居賃借、転居に要した費用

⑤ 保険金額(支払限度額)

リフォーム工事の請負金額により自動的に保険金額(支払限度額)が決定します。

リフォーム工事の請負金額帯(税込)	保険金額(支払限度額)	リフォーム工事の請負金額帯(税込)	保険金額(支払限度額)
100万円以下	100万円	500万円超600万円以下	600万円
100万円超200万円以下	200万円	600万円超700万円以下	700万円
200万円超300万円以下	300万円	700万円超800万円以下	800万円
300万円超400万円以下	400万円	800万円超900万円以下	900万円
400万円超500万円以下	500万円	900万円超	1,000万円

支払限度額について

項 目	支払限度額	
1契約あたりの支払限度額	1契約あたり100万円から1,000万円までの間の100万円単位で、対象リフォーム工事の請負金額に応じて決定します。	
	次の費用については、1契約あたりの支払限度額の内枠で、以下に記載する金額を限度としますので、ご注意ください。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【仮住まい費用】 1回の事故につき50万円を限度に、その実額を支払います。 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【事故調査費用】 1回の事故につき瑕疵の修補に要した費用の10%または50万円のいずれか小さい額を限度(ただし実額を限度)とします。 </td> </tr> </table>	【仮住まい費用】 1回の事故につき50万円を限度に、その実額を支払います。
【仮住まい費用】 1回の事故につき50万円を限度に、その実額を支払います。	【事故調査費用】 1回の事故につき瑕疵の修補に要した費用の10%または50万円のいずれか小さい額を限度(ただし実額を限度)とします。	
1リフォーム工事業者(1被保険者)あたりの支払限度額	同一事業年度に、当該リフォーム工事業者と住宅あんしん保証との間で締結したすべてのリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約に係る保険金額の総合計額の10%または1億円のいずれか大きい額を限度とします。	
保険期間中支払限度額	住宅あんしん保証が同一事業年度に締結したすべてのリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約により保険期間を通じて支払われる保険金を通算して、30億円を限度とします。	
同一事業年度支払限度額	同一事業年度の間住宅あんしん保証に報告がなされたすべての事故に対して支払われる保険金は、住宅あんしん保証が締結したすべてのリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約により支払われる保険金を通算して、30億円を限度とします。	

※同一事業年度とは、4月1日から1年の間をいいます。

⑥ 保険料等

(1) 保険料等の構成

保険料等とは、保険料と現場検査料を加算した額となります。

※工事の地域・場所による料金の違いはありません。

※保険をご利用いただくためには、別途リフォーム事業者登録料が必要となります。

※保険料は非課税です。現場検査料には消費税が含まれています。

(2) 保険料・現場検査料

リフォーム工事にP6 **現場検査** 中の①または②の工事内容が含まれるか否かにより保険料および検査料が異なります。

I. リフォーム工事にP6現場検査、①または②の工事内容が含まれる場合

支払限度額	保険料			保険料合計	現場検査料	合計
	保険料1	+	保険料2			
100万円	26,500円	+	1,100円	27,600円	26,300円	53,900円
200万円	28,500円	+	1,100円	29,600円	26,300円	55,900円
300万円	30,500円	+	1,100円	31,600円	26,300円	57,900円
400万円	32,500円	+	1,100円	33,600円	26,300円	59,900円
500万円	34,500円	+	1,100円	35,600円	26,300円	61,900円
600万円	36,500円	+	1,100円	37,600円	26,300円	63,900円
700万円	38,500円	+	1,100円	39,600円	26,300円	65,900円
800万円	40,500円	+	1,100円	41,600円	26,300円	67,900円
900万円	42,500円	+	1,100円	43,600円	26,300円	69,900円
1,000万円	44,500円	+	1,100円	45,600円	26,300円	71,900円

*現場検査料: 施工中と工事完了時の2回の検査料金です。

II. リフォーム工事にP6現場検査、①または②の工事内容が含まれない場合

支払限度額	保険料			保険料合計	現場検査料	合計
	保険料1	+	保険料2			
100万円	21,000円	+	1,100円	22,100円	13,150円	35,250円
200万円	23,000円	+	1,100円	24,100円	13,150円	37,250円
300万円	25,000円	+	1,100円	26,100円	13,150円	39,250円
400万円	27,000円	+	1,100円	28,100円	13,150円	41,250円
500万円	29,000円	+	1,100円	30,100円	13,150円	43,250円
600万円	31,000円	+	1,100円	32,100円	13,150円	45,250円
700万円	33,000円	+	1,100円	34,100円	13,150円	47,250円
800万円	35,000円	+	1,100円	36,100円	13,150円	49,250円
900万円	37,000円	+	1,100円	38,100円	13,150円	51,250円
1,000万円	39,000円	+	1,100円	40,100円	13,150円	53,250円

*現場検査料: 工事完了時の1回の検査料金です。

*現場検査料: 工事完了時の1回の検査料金です。

*保険料1 「あんしんリフォーム工事瑕疵保険」の基本保険料を示しています。

*保険料2 故意・重過失損害再保険料(1,040円)・保険協会審査会費用(60円)に関する料金を示しています。

なお、リフォーム工事の発注者が宅地建物取引業者の場合は、故意・重過失は支払対象外(故意・重過失損害再保険の対象とはなりません。)となりますので、保険協会審査会費用(60円)のみを徴収します。

⑦ 免責金額・縮小てん補割合

- (1) 修補費用・損害賠償保険金については、1事故につき10万円の免責金額と80%の縮小てん補割合が適用されます。
- (2) 求償権保全費用保険金、事故調査費用保険金および仮住まい費用保険金については免責金額、縮小てん補割合ともに適用されません。

保険金の種類	免責金額	縮小てん補割合
修補費用・損害賠償保険金	1事故につき10万円	80%(※2)
求償権保全費用保険金	適用なし	100%
事故調査費用保険金(※1)		
仮住まい費用保険金(※1)		

- ※1 事故調査費用、仮住まい費用保険金については、一定の支払限度額があります。その他、1被保険者あたりの支払限度額、保険期間中・同一事業年度あたりの支払限度額があります。
- ※2 被保険者が倒産などの事由により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合には、縮小てん補割合を100%(※)とし、リフォーム工事の発注者に対して直接保険金をお支払いします。
※ただし、リフォーム工事の発注者が宅地建物取引業者の場合は、縮小てん補割合は80%となりますので、ご注意ください。

⑧ 保険金のお支払い額

次の式により算出された額(※)をお支払いします。
※ただし、保険金額(支払限度額)を限度とします。

$$(\text{修補費用} \cdot \text{損害賠償保険金} - 10\text{万円}) \times 80\% (\text{※})$$

+ 求償権保全費用保険金 + 事故調査費用保険金
+ 仮住まい費用保険金

※被保険者が倒産などの事由により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合には、縮小てん補割合は100%となります。(ただし、リフォーム工事の発注者が宅地建物取引業者の場合は、縮小てん補割合は80%となります。)

⑨ 保険金をお支払いできない主な場合

- 次に掲げる事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- リフォーム工事業者(リフォーム工事業者との間で締結された下請負契約の請負人、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの下請負人も含みます。)、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
 - 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻き、豪雨もしくはこれらに類似的の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
 - 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
 - リフォーム工事実施部分の虫食い・ねずみ食いもしくはリフォーム工事実施部分の性質による結露または瑕疵によらないリフォーム工事を実施した住宅の自然の消耗・摩耗・さびかび・むれ・腐敗・変質・その他類似的の事由
 - 対象リフォーム工事の保険期間開始後に行われた対象リフォーム工事を実施した住宅の増築・改修・補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
 - 対象リフォーム工事に伴い設置、更新または修繕された当該機器、器具、または設備自体の不具合
(ただし、対象リフォーム工事の瑕疵に起因して発生した不具合を除きます。)
 - 対象リフォーム工事における建材または内外装の色、柄または色調の選択の誤り
 - 住宅あんしん保証所定の標準保証書の規定を超える約定によって定められた瑕疵担保責任に対する損害

上記の他にも保険金をお支払いできない場合があります。詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」に記載されておりますので、ご確認ください。

専用ページへのログイン方法

各種帳票・検査チェックシート等は、住宅あんしん保証のホームページからダウンロードできます。

- 1 住宅あんしん保証のホームページ(<http://www.j-anshin.co.jp>)を開き、『事業者様・取次店様・現場検査員様 専用ページ』をクリックします。



- 2 『届出・登録事業者様はこちら』の方に『ID』と『パスワード』を入力し、『ログイン』をクリックします。
※ログインに必要なID、パスワードは事業者登録完了後にご連絡いたします。



- 3 届出・登録事業者様専用ページ『資料ダウンロード』から必要な資料をダウンロードのうえご利用下さい。
『資料ダウンロード』からダウンロードしたいファイルをクリックすると開きます。



保険料等について

●保険契約締結までの間に保険申込の取下げを行う場合は、保険料および現場検査料について、弊社所定の費用を控除したうえで返戻します。

万が一、事故が発生した場合は

事故が発生した場合には、ただちに担当取次店または弊社へご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

故意・重過失の場合における取扱い(ご契約にあたっての注意事項)

- この保険契約では、保険金をお支払いできない事由のうち「リフォーム工事業者(被保険者)またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失」により生じた損害については、リフォーム工事業者に対して保険金をお支払いしません。
- しかしながら、故意・重過失損害担保特約条項が付帯された保険契約の場合で、リフォーム工事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合は、発注者に対して直接保険金をお支払いします。
- 故意・重過失損害に対する保険金は「住宅リフォーム発注者等救済基金」からのお支払いとなります。

▲お支払いする保険金の額が、「住宅リフォーム発注者等救済基金」の残高を超える場合には、お支払いする保険金の額が削減されることがあります。

告知義務・通知義務違反の取扱い

- (1) 契約締結時における注意事項(申込書の記載上の注意事項)

リフォーム工事業者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出ていただく義務(「告知義務」といいます。)があります。申込書の記載事項のうち特に重要な事項について、故意または重大な過失によって事実と相違することを記載したり、記載しなかったりした場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (2) 契約締結後における留意事項

ご契約後に次の変更等が生じる場合は、必ず事前に担当取次店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがあります。

 - 重複保険契約、または同一の住宅に対して付保される本契約と同種の危険を担保する保険契約を他の住宅瑕疵担保責任保険法人または保険者と締結しようとするとき、またはそれらの契約が存在するのを知ったとき
 - 保険契約申込書の記載事項につき変更をしようとするとき、または変更が生じたことを知ったとき

【リフォーム工事実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合の事象例】

リフォーム工事実施部分(工事の目的物)		事象例
コンクリート工事	玄関土間、犬走り又はテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	著しい沈下、ひび割れ、不陸又は隆起が生じること
木工事	床、壁、天井、屋根又は階段等の木造部分	著しいそり、すきま、割れ又はたわみが生じること
ボード、表装工事	床、壁又は天井等のボード又は表装工事による部分	仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すき又はしみが生じること
建具、ガラス工事	内部建具の取付工事による部分	建具又は建具枠に著しい変形、亀裂、破損、開閉不良又はかたつきが生じること
左官、タイル工事	壁、床又は天井等の左官、吹付け、石張又はタイル工事部分	モルタル、プラスター、しっくい又は石・タイル等の仕上部分若しくは石・タイル仕上げの目地部分に、著しい剥離、亀裂、破損又は変退色が生じること
塗装工事	塗装仕上の工事による部分	著しい白化、白亜化、はがれ又は亀裂が生じること
屋根工事	屋根仕上部分	屋根ふき材に著しいずれ、浮き、変形、破損又は排水不良が生じること
内部防水工事	浴室等の水廻り部分の工事による部分	タイル目地の亀裂又は破損、防水層の破断若しくは水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が生じること
断熱工事	壁、床又は天井裏等の断熱工事を行った部分	断熱材のはがれが生じること
防露工事	壁、床又は天井裏等の防露工事を行った部分	適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたたり又は結露によるかびの発生が生じること
電気工事	配管又は配線の工事を行った部分 コンセント又はスイッチの取付工事を行った部分	破損又は作動不良が生じること 作動不良が生じること
給水、給湯または温水暖房工事	配管の工事を行った部分 蛇口、水栓又はトランプの取付工事を行った部分 厨房又は衛生器具の取付工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること 破損、水漏れ又は作動不良が生じること 破損、水漏れ、排水不良又は作動不良が生じること
排水工事	配管の工事を行った部分	排水不良又は水漏れが生じること
汚水処理工事	汚水処理槽の取付工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
ガス工事	配管の工事を行った部分 ガス栓の取付工事を行った部分	破損、ガス漏れ又は作動不良が生じること 破損、ガス漏れ又は作動不良が生じること
雑工事	小屋裏、軒裏又は床下の換気孔の設置工事を行った部分	脱落、破損又は作動不良が生じること

住宅あんしん保証 出資企業



わたし達は、高品質な住まいづくりとお施主様のあんしん、そして優良な住宅ストック形成に貢献致します。

住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社住宅あんしん保証

■本社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-6-6 八重洲センタービル 7F
TEL.03-3516-6333(代表) FAX.03-3516-6332

☎ お客様相談室 TEL.03-6824-9095

ホームページ <http://www.j-anshin.co.jp>

取次店(お問合せ先)

●カテゴリー記載内容/2011年4月現在
●本カテゴリーに記載しております内容は予告なく変更される場合があります。 P-0301-1104-1